【別紙4】

鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務契約候補者選定審査委員会設置要綱

（設置）

第１条　鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル方式における事業候補者選定等に関し、公平性及び透明性を確保するため、鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務契約候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所管する。

(1) 鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要綱、関係帳票その他の書類の審査

(2) 鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム構築、保守業務及び指定納付受託業務における提案内容の審査及び事業候補者の選定

(3) 前号の結果の市長への報告

（組織）

第３条　委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者をもって組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、任命の日から第２条第３号の報告までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は行政経営課長、副委員長は市民協働課長をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会の会議は、非公開とする。

（回覧による審議等）

第７条　委員長は、次に掲げるときにあっては、グループウェアの回覧、Ｌｏｇｏ

チャット等の方法を用いて周知し、協議し、又は決定することができる。

(1) 緊急を要し、会議を招集する暇がないとき。

(2) 軽微な事案の決定又は単に周知若しくは報告をしようとするとき。

（審査結果の開示）

第８条　委員会による審査結果の概要については、契約締結後に市のホームページで公表する。ただし、委員ごとの審査結果については、この限りでない。

２　前項本文の場合において、事業者名については、契約締結をした当該事業者名のみ公表するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要領は、令和８年１１月１９日から施行する。

別表（第３条関係）

所属及び職名	役職
行政経営課長	委員長
市民協働課長兼北押原コミュニティセンター所長	副委員長
市民課長補佐兼市民サービス係長	
会計課出納係長	
税務課資産税係長	
納税課納税管理係長	
デジタル政策課補佐兼システム管理係長	